

福岡県知事 殿

福岡県個人情報保護審議会
会長 岡本博志

福岡県個人情報保護条例第6条の規定に係る電子計算組織の結合による個人情報の提供について（答申）

平成21年1月16日20建第2774号により諮問のあった福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第6条第3号の規定に係る電子計算組織の結合による個人情報の提供については、下記のとおり適当なものと認めます。

記

事務の名称	建築士・事務所登録閲覧システムによる建築士及び建築士事務所登録情報の提供事務
所管課名	建築都市部 建築指導課
事務の目的	建築基準法に係る建築確認等の審査事務に必要な情報や建築士免許の取消処分等の国が行う指導監督事務に必要な情報を、建築士・事務所登録閲覧システムを通して国や他の都道府県等に提供することで、情報照会等建築行政事務の省力化を図り、もって、行政経費を軽減し、簡素で効率的な行政を実現する。また、これらの情報をシステムを通じて国民の閲覧に供することにより国民の利便性や行政サービスの向上を図る。
識別される個人の類型	福岡県が所管する二級及び木造建築士名簿の二級及び木造建築士並びに建築士事務所登録簿の登録申請者、管理建築士、所属建築士及び届出者
提供する個人情報の種類	別紙のとおり（●の部分が提供する個人情報）
提供の相手方	・国 ・都道府県（指定登録機関、指定事務所登録機関）、建築主事を置く市及び指定確認検査機関 ・国民
個人情報の取扱い	条例の規定により実施機関以外のものへ提供することができる個人情報は、次のすべての事項を満たす場合に限り、建築士・事務所登録閲覧システムに登録し提供するものとする。 (1) 建築士・事務所登録閲覧システムを利用した個人情報の提供が、事務の目的達成のため、より効果的であると認められること。 (2) 建築士・事務所登録閲覧システムを利用した個人情報の提供について、行政経費を軽減し、簡素で効率的な行政の実現ができるなど、公益上の必要性が認められること。 (3) 条例第3条第2項各号に規定する事項に関する個人情報は提供されないこと。 (4) 建築士・事務所登録閲覧システムへの個人情報の提供について、建築士及び建築士事務所情報を登録することのできる職員が限定されること。 (5) 障害時における情報の安全性を確保するための適切な措置が講じられること。 (6) 障害を速やかに回復するために適切な措置が講じられること。